

松木飯塚 税務情報

No. 68
令和6年12月23日

令和7年度与党税制改正大綱決定—
法人税の防衛増税は税額の4%、令和8年から
123万円の壁など小粒改正だが、超富裕層課税は開始

松木飯塚税理士法人 税理士 松木慎一郎・飯塚美幸・松木眞美
〒107-0051 東京都港区元赤坂1-3-10 エル・セレーノ元赤坂レジデンス1910
TEL:03(5413)6511 E-MAIL:info@mi-cpta.com URL:http://www.mi-cpta.com

令和6年12月20日、令和7年度の自民党・公明党の税制改正大綱が決定されました。

衆議院選挙で少数与党となった自民党が、103万円の壁改正を謳って躍進した国民民主党を取り込まざるをえず、その議論で終始した税調。今改正で決着は付かず、令和7年は財務省主張の123万円とし、継続協議へ。

そんなこんなで今回大きな改正はなく、特に資産関連税は、もう既に限界まで増税していますから、改正項目は極小粒。令和8年法人税の防衛増税開始とともに、「新しい戦前」の始まりです。

1 相続・贈与税制

■結婚子育て贈与特例、2年延長

銀行等手続で贈与して、子や孫の結婚子育て資金贈与の1,000万円まで非課税の特例。令和9年3月末まで延長です。

■自社株納税猶予特例の3年以上役員要件緩和

ご商売の中小企業の事業承継のための自社株の贈与税・相続税を全額次の相続・贈与税時までジャンプする自社株納税猶予の特例。令和8年3月31日までに都道府県知事に確認書を提出、令和9年12月31日まで贈与の期限が迫ります。

ここで「後継者は、贈与の日まで継続3年以上役員」という改正前要件では、令和7年1月1日以降の役員就任ではアウトとなります。

そこで、駆け込み適用可能なようにと、贈与の直前で役員ならいいよ、と改正します。後継者は役員の実績なく、代表者に躍り出ます。

■物納の許可限度額の見直し

相続開始時は高騰していた上場株が相続税申告期限では暴落していた場合、相続税を株式で物納したいところです。物納許可限度額は、金納可能額と延納可能額を差し引きます。この延納可能額計算での延納期間が、不動産等が1/2以上なら20年以内。今回延納期間を物納申請者の余命年数で計算され、70歳の相続人なら12年分の延納額で計算、物納可能限度額が増加します。

2 所得・個人住民税制

■令和7年所得より1億円の壁課税スタート

3.3億円超所得につき、税率22.5%が上回る場合の追加課税が始まります。令和5年改正です。

■103万円の壁は123万円の壁に

103万円の壁とは、基礎控除48万円と給与所得控除55万円の最低非課税額。越えると、配偶者控除や扶養控除から外れ、扶養する世帯主の所得税が増えます。国民民主党は、1995年からの賃金上昇率が1.73倍であることを根拠に178万円を主張していましたが、同年からの消費者物価指数は1.20倍であることを根拠として、合計所得2,350万円以下に限り、基礎控除+10万円、給与所得控除+10万円=123万円の財務省案で決定。令和6年12月11日の三党合意で、来年以降、178万円を目指すと言われました。

配偶者特別控除については記載がありません。

逆に、所得2,350万円超から基礎控除が遡減し、2,500万円超は基礎控除ゼロとなります。

また給与計算の税額表改正は令和8年のため、減税の実感は、令和7年末の年末調整です。

■扶養親族要件引上げで、学生労働力動員へ

10万円引き上げ58万円とし、学生バイトは123万円まで親の扶養。特定扶養親族と同額に。

学生を支援するなら給付型奨学金を増やすべきですが、人手不足の経済界への配慮として、令和版学徒動員でしょうか。

■子育て支援税制—ただし生保は令和8年から

①23歳未満の扶養親族あり：生保控除拡大

②23歳未満の扶養親族あり：住宅ローン控除拡大

■給与所得ある高齢者の年金課税を重負担に

既に年金と給与のある人は在職老齢年金として年金が縮減済み。更に、年金控除と給与所得控除額の上限を280万円として絞り上げます。

3 法人税

■防衛特別法人税は令和8年スタート

令和8年4月1日開始事業年度から年税額500万円以上の法人に、越えた税額の4%を課します。所得税の防衛増税の開始時期は未定です。